

資源循環型竹林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹の利用が減少し、放置が進んでいる市内の竹林において、良好な生活環境や景観、生物多様性の向上を図ることを目的とし、竹林整備を行うとともに伐採した竹を循環資源として利用するための事業を行う者に対し補助金を交付するため、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、市内の竹林において、第1号に定める竹林整備事業を行ったうえで、当該事業により伐採した竹を利用して第2号に定める循環利用事業を行う事業とする。ただし、本要綱に基づく補助金のほか、他の機関から補助金等の交付を受ける事業を除く。

(1) 竹林整備事業 別表第1に定める竹林整備基準に基づき、竹林を500平方メートル以上整備する事業

(2) 循環利用事業 別表第2に定める循環利用基準に基づき、竹を利用した製品の開発及び製造を行い、かつ、当該製品の販売又は、普及啓発を実施する事業

2 前項に定めるもののほか、竹林の良好な管理を目的として、竹林整備事業で伐採した竹であって循環利用事業に利用しないものを有効活用する事業についても補助金の交付対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に係る経費のうち、別表第3に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、予算で定めた額の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に定める事業により生ずる収入が補助対象経費の2分の1を超過する場合は、超過した額を補助金の額から減額するものとする。

3 前2項により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象要件)

第5条 補助金交付の対象となる者は、第2条に規定する補助対象事業を行うことができる個人又は団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象から除外する。

(1) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号から第3号までに該当する者。

(2) 市税等の滞納がある者。

(3) その他市長が不適切と認める者。

(希望表明)

第6条 前条の補助対象要件を満たし、補助金の交付を希望する者は、資源循環型竹林整備事業補助金交付希望届に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 資源循環型竹林整備事業計画書

(2) 土地の使用承諾書

(3) 収支予算書

(4) 個人の場合 住民票の写し

(5) 法人の場合 法人登記簿謄本の現在事項証明書

(6) 任意団体の場合 代表者の住民票の写し、団体の規約・定款等

(選考)

第7条 市長は、前条の希望表明があったときは、三田市資源循環型竹林整備事業補助金交付選考会（以下「選考会」という。）に意見を求め、補助金を交付する者を選考する。

2 市長は、前項の規定による選考の結果を、資源循環型竹林整備事業補助金交付選考結果通知書により、希望を表明した者に通知するものとする。

3 選考会は、市長が別に定める者で構成する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受ける者は、事業完了後に、規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 竹林整備事業及び循環利用事業の実施状況が確認できる書類及び写真

- (2) 第2条第2項に規定する事業を実施した場合は、当該事業の実施状況が確認できる書類及び写真
- (3) 領収書、内訳書その他事業に係る収入及び支出が確認できる書類の写し
- (4) 事業評価シート
- (5) その他市長が必要と認める書類

付 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象竹林	1㎡当たり概ね5本以上の竹が生えている竹林とする。
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 竹の健全な発育を助けるため、1.5㎡から2㎡に1本となるよう間伐を実施する。 (2) 伐採した竹は景観等に配慮し一定範囲に集積又は、竹林から持ち出し処分する。

別表第2（第2条関係）

開発及び製造	竹林整備事業で伐採した竹を利用した製品開発を行い、成果物としての製品を完成させる。
販売又は普及啓発	完成した製品は販売又は、製品の普及啓発を目的として配布することに努める。

別表第3（第3条関係）

費目	対象経費
人件費	事業に直接関与する者の実働時間のみを対象とする。 （人件費を経費として計上する場合は、賃金規定等を定めていること。）
旅費	交通費
需用費	事務用品費、消耗品費、印刷製本費、燃料費など
役務費	通信費、運搬費、手数料、保険料など
委託費	他の事業者等に行わせるための経費。ただし、事前に三田市と協議し、承認を得たものに限る。
使用料及び賃借料	施設使用料、備品・機材・車両借上料、駐車場使用料など